

綾瀬市公告

地方自治法施行令の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

令和8年10月20日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

1 入札に付する事項

(1) 入札件名

別紙一般委託概要書（以下「概要書」という。）のとおり

(2) 履行場所、履行期間、業務内容、入札参加要件

かながわ電子入札共同システム（以下「システム」という。）の入札情報サービスシステムに掲載及び綾瀬市総務部管財契約課で公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加するためには、公告日から落札決定までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要する。（「ア」は公告日の前日時点から落札決定まで満たしていること。）

ア システムにおいて令和7・8年度綾瀬市入札参加資格者名簿（一般委託）に登載されている者で、入札案件ごとに指定された営業種目及び希望細目の登録を認められていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4に掲げる者でないこと。

ウ 綾瀬市入札参加資格者資格停止要綱（平成17年4月1日施行）に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。

エ 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定を受けている者でないこと。

オ 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税を滞納している者でないこと。

カ 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当する者でないこと。

(2) 入札参加資格の確認申請手続き

ア 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書をシステムにより概要書に記載した指定日時までに提出するものとし、提出がない場合は理由の如何を問わず入札参加申請を受け付けないものとする。

なお、「参加資格要件をご確認ください」のメッセージが出た場合でも資格を備えていることが自己確認できた場合は、総務部管財契約課に連絡した上で申請を行う。公告日以前のデータで準備しているため、その後資格を備えた場合等にもメッセージが出ることがある。

イ 申請者には、入札参加資格の有無について、競争参加資格確認通知書をシステムにより、概要書に記載した日までに発行するものとする。

3 設計金額等に関する事項

(1) 設計金額は事前公表とし、概要書に記載する。

(2) 設計金額と予定価格は同額とし、予定価格を超える金額で入札した場合は、失格とする。

4 入札に係る書類に関する事項

設計図書等は、かながわ電子入札共同システムの入札情報サービスシステムに公告日から掲載することにより配布に代えるものとする。

ただし、別途指定がある入札案件の場合は、指定日時に綾瀬市総務部管財契約課窓口で無償貸与する。

5 契約条項を示す場所

綾瀬市早川 5 5 0 番地

綾瀬市役所総務部管財契約課

6 開札の日時及び場所

概要書のとおり

7 入札方法等に関する事項

(1) この入札は、システムを利用して行う「電子入札」の方法により執行する。

執行にあたっては、綾瀬市電子入札実施要綱及び電子入札運用基準に基づき行う。

(2) 入札の執行回数は、1 回とする。

(3) 入札を辞退する場合は、システムで辞退手続きを行うこと。

ただし、システムでの手続きができないときは、書面による辞退届の提出により、入札を辞退できるものとする。

入札書が不着の場合には、次回日以降に行う入札公告案件に参加できないことがある。

(4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。ただし、単価契約は除く。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に違反することのないよう十分注意すること。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除の措置をとることがある。

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当すると認められるものの入札は無効とする。

- (1) 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行ったもの
- (2) 一般競争入札参加資格の確認申請に必要な書類について虚偽の記載をした者が行ったもの
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長の定める条件に違反したもの

9 入札保証金に関する事項

綾瀬市契約規則（昭和53年綾瀬町規則第29号。以下「契約規則」という。）第8条第3号により免除する。

10 最低制限価格に関する事項

- (1) 令第167条の10第2項の規定により、案件ごとに最低制限価格を設定する。
- (2) 上記(1)により最低制限価格を設定した案件については、その旨を概要書に記載する。
- (3) 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く（以下「税抜き」という。）。）以下で入札した入札書記載金額の平均額に100分の80を乗じて得た額を千円未満切捨てし、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、予定価格（税抜き）以下で入札した者が5者に満たなかった場合には、上記(1)により最低制限価格を設定するとした案件であっても設定を行わないものとする。
- (4) 単価契約案件については、上記(3)に掲げるもので「千円未満」とあるのは「1

円未満」と読み替えるものとする。

1 1 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札参加者が2者に満たないときは、入札を中止する。ただし、概要書に記載の入札参加要件（所在地要件）を「第3区域」、「第4区域」、「第5区域」又は「第6区域」に設定した案件については、1者以上の入札参加者をもって行うものとする。
- (2) 市長が必要と認めるときは入札を中止、延期又は取消しをする。
- (3) 上記(1)及び(2)の場合において、当該入札のために伴った不利益や問題が発生したとしても、綾瀬市は一切の責を負わないものとする。

1 2 落札候補者及び落札者の決定に関する事項

- (1) 綾瀬市が定めた予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

また、最低制限価格を設定した案件については、綾瀬市が定めた予定価格以下で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札候補者とする。

なお、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、落札候補者全員について審査をした上で、システムによるくじ引きにより落札者を決定する。

ただし、事後提出書類がない入札案件については、開札後直ちに落札者を決定する。

- (2) 落札候補者に対しての連絡方法は、メール等で行うものとし、落札候補者として連絡を受けた者は、概要書に記載の書類を指定された日時までに綾瀬市総務部管財契約課へメール（wm.705642@city.ayase.kanagawa.jp）、ファックス又は持参にて提出するものとする。メールで提出する場合は、メール送信後、必ず電話連絡を行うこと。
- (3) 落札候補者について競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に当該落札候補者を落札者として決定する。落札者を決定後、システムにより各入札参加者に通知する。
- (4) 審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該落札候補者の入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を行い、落札者を決定するものとする。

1 3 契約保証金に関する事項

契約規則の規定によるものとする。

1 4 長期継続契約案件について

概要書に記載した長期継続契約案件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除することがある。

1 5 落札から契約締結までに関する事項

- (1) 落札者が契約締結までに2の(1)で掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しないものとする。
- (2) 契約の締結にあたっては、契約書の作成に要する費用は落札者の負担とする。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 万一、システムに障害が発生した場合は、入札を中止、延期又は取消しすることがある。
- (5) 履行期間又は契約金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、契約担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報を所定の様式（市ホームページに掲載）により通知すること。

1 6 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、契約規則の定めるところによる。
- (2) 問合せ先

綾瀬市総務部管財契約課 契約検査担当

電話番号 0467-70-5642（直通）

ファックス番号 0467-70-5597

※参加の所在地要件について

概要書に記載している参加の所在地要件の区分は次のとおりです。

区分	事業所の所在地
第1区域	綾瀬市内に本店を有する者であること。
第2区域	綾瀬市内に本店又は綾瀬市内に受任地設定を有する者であること。
第3区域	綾瀬市・大和市・海老名市・座間市に本店又は綾瀬市内に受任地設定を有する者であること。
第4区域	神奈川県内に本店又は綾瀬市内に受任地設定を有する者であること。
第5区域	神奈川県内に本店又は神奈川県内に受任地設定を有する者であること。
第6区域	綾瀬市に登録を有する者であること。